



平成 30 年 9 月 6 日

電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告に従った報告について

株式会社 F-Power
代表取締役 会長兼社長 埼玉 浩史
代表取締役 沖 隆

当社は、平成 30 年 8 月 2 日に電力・ガス取引監視等委員会から「小売供給契約の変更に係る説明義務違反について（業務改善勧告）」（以下、「本業務改善勧告」と言います。）を受領し、以下を内容とする勧告を受けました（なお、本業務改善勧告を受けたことに関しては、平成 30 年 8 月 2 日付「電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告への対応について」にてお知らせをしています。）。

（電力・ガス取引監視等委員会からの勧告内容）

1 株式会社 F-Power（以下「F-Power」という。）は、今後、電気事業法第 2 条の 13 第 1 項の規定に違反することがないように、需要家に対する説明方法の改善、役職員に対する改善内容の周知徹底等必要な措置を講ずること。

2 F-Power は前記 1 に基づいて講じた措置について、自らが小売供給契約を締結している需要家に通知すること。

3 F-Power は、前記 1 及び 2 に基づいて講じた措置について、平成 30 年 9 月 10 日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

本業務改善勧告に基づき、本日、電力・ガス取引監視等委員会に対し、報告いたしましたので、お知らせいたします。当社が行った報告の概要は以下の通りです。

1. 本業務改善勧告1に基づき講じた措置

本業務改善勧告1に基づき、当社は、以下に述べる措置を講じました。

(1) 供給条件の説明方法の改善

ア コンプライアンスについての経営陣のコミット

当社の経営陣において、これまでもコンプライアンスにコミットしておりますが、改めて、コンプライアンスにコミットすることの重要性を認識し、明文の法令・ルールへの遵守にとどまらず、特にお客様への誠実な対応を心がけ、電力の適正な取引の確保を図るものとしします。

また、コンプライアンスに関しては、経営陣のリーダーシップのもと、経営陣から、全従業員に継続的に発信することの大切さを再度認識し、全従業員に法規範につきその趣旨を含め理解を浸透させ、お客様への誠実な対応を心がけてまいります。

これら事項に関しては当社取締役会において当社経営に責任を有する取締役全員において認識の統一をはかりました。

イ 当社電力需給約款変更の周知文書の改善

電力需給約款の変更の際に需要家の十分な理解の形成を図るため、電力需給約款を変更する場合の周知について社内規則にて定め、①電力需給約款の変更に係る周知文書に当該変更の内容の概要を記載すること、②電力需給約款の変更に係る周知文書を需要家に通知等をする場合に変更後の内容と本変更前の内容とを対照する新旧対照表を当該周知文書に添付すること、及び、③約款変更に際してはその効力の発生前に当該約款変更の内容に応じ適切な周知期間をおくこと、としました。

ウ 当社ウェブサイトの構成の変更

本件約款変更においては、該当の需要家が閲覧する「電力需給約款の改訂について」と題する文書で表示していたリンクは、「Q&A よくある質問」のページを経由するものでした。当社電力需給約款の変更に係る周知文書の一覧性を高めるため、「Q&A よくある質問」のページを経由せず、変更前の当社電力需給約款全文、変更後の当社電力需給約款全文及び新旧対照表に直接アクセスすることができよう当社電力需給約款の変更の際してのウェブサイトの構成を変更することとしました。

(2) 役職員に対する改善内容の周知徹底

上記(1)に記載の改善内容を当社役職員に周知徹底するため、当社の全役職員を対象に研修を実施しました。

また、コンプライアンスマニュアルを改訂し、上述の電力需給約款を変更する場合の周知に関する社内規則にて定めた内容を盛り込みました。

今後、時機に応じ、役職員向けの研修等を実施し、上記(1)に記載の改善内容を当社役職員に周知徹底することとします。

2. 本業務改善勧告2に基づき講じた措置

当社は、本業務改善勧告1に基づいて講じた措置について、平成30年8月28日以降、当社と小売供給契約を締結している需要家に対し通知しました。

3. 今後について

当社は、本業務改善勧告については、真摯に受け止めており、不適切な行為が生じないよう、また、お客さまに対して、供給条件等の説明義務を十分に果たすべく態勢を整備し、十分にご理解をいただけるよう今後も努力してまいります。

以上